

# 告示

## 埼玉県告示第千四百三十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二一―八―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中宿千九百三十八―一 他二十二筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 七百二十二・六六立方メートル